

参照条文等

総務省自治財政局
平成 22 年 7 月 7 日

- 地方財政法（昭和二十三年法律第百九号） ----- 1
- 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号） ----- 1
- 刑法（明治四十年法律第四十五号） ----- 1
- 当せん金付証票法（昭和二十三年法律第百四十四号） ----- 2
- 宝くじ運営方針（平成十六年三月二十二日総財地第九十七号総務省自治財政局長通知） -- 7

○ 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）

（当せん金付証券の発売）

第三十二条 都道府県並びに地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び戦災による財政上の特別の必要を勘案して総務大臣が指定する市は、当分の間、公共事業その他公益の増進を目的とする事業で地方行政の運営上緊急に推進する必要があるものとして総務省令で定める事業の財源に充てるため必要があるときは、当せん金付証券法（昭和二十三年法律第四百四十四号）の定めるところにより、当せん金付証券を発売することができる。

○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）

（関与の基本原則）

第二百四十五条の三 国は、普通地方公共団体が、その事務の処理に関し、普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与を受け、又は要することとする場合には、その目的を達成するために必要な最小限度のものとするとともに、普通地方公共団体の自主性及び自立性に配慮しなければならない。

2 国は、できる限り、普通地方公共団体が、自治事務の処理に関しては普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与のうち第二百四十五条第一号ト及び第三号に規定する行為を、法定受託事務の処理に関しては普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与のうち同号に規定する行為を受け、又は要することとするものないようにならなければならない。

3 国は、国又は都道府県の計画と普通地方公共団体の計画との調和を保つ必要がある場合等国又は都道府県の施策と普通地方公共団体の施策との間の調整が必要な場合を除き、普通地方公共団体の事務の処理に関し、普通地方公共団体が、普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与のうち第二百四十五条第二号に規定する行為を要することとするものないようにならなければならない。

4 国は、法令に基づき国がその内容について財政上又は税制上の特例措置を講ずるものとされている計画を普通地方公共団体が作成する場合等国又は都道府県の施策と普通地方公共団体の施策との整合性を確保しなければこれらの施策の実施に著しく支障が生ずると認められる場合を除き、自治事務の処理に関し、普通地方公共団体が、普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与のうち第二百四十五条第一号ニに規定する行為を要することとするものないようにならなければならない。

5 国は、普通地方公共団体が特別の法律により法人を設立する場合等自治事務の処理について国の行政機関又は都道府県の機関の許可、認可又は承認を要することとする以外の方法によつてその処理の適正を確保することが困難であると認められる場合を除き、自治事務の処理に関し、普通地方公共団体が、普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与のうち第二百四十五条第一号ホに規定する行為を要することとするものないよ

うにしなければならない。

6 国は、国民の生命、身体又は財産の保護のため緊急に自治事務の的確な処理を確保する必要がある場合等特に必要と認められる場合を除き、自治事務の処理に関し、普通地方公共団体が、普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与のうち第二百四十五条第一号へに規定する行為に従わなければならないこととするものないようにならなければならない。

（許認可等の基準）

第二百五十条の二 国の行政機関又は都道府県の機関は、普通地方公共団体からの法令に基づく申請又は協議の申出（以下本款、第二百五十条の十三第二項、第二百五十一条の三第二項、第二百五十一条の五第一項、第二百五十二条第一項及び第二百五十二条の十七の三第三項において「申請等」という。）があつた場合において、許可、認可、承認、同意その他これらに類する行為（以下本款及び第二百五十二条の十七の三第三項において「許認可等」という。）をするかどうかを法令の定めに従つて判断するために必要とされる基準を定め、かつ、行政上特別の支障があるときを除き、これを公表しなければならない。

2 国の行政機関又は都道府県の機関は、普通地方公共団体に対し、許認可等の取消しその他これに類する行為（以下本条及び第二百五十条の四において「許認可等の取消し等」という。）をするかどうかを法令の定めに従つて判断するために必要とされる基準を定め、かつ、これを公表するよう努めなければならない。

3 国の行政機関又は都道府県の機関は、第一項又は前項に規定する基準を定めるに当たっては、当該許認可等又は許認可等の取消し等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。

○ 刑法（明治四十年法律第四十五号）

（賭博）

第八十五条 賭博をした者は、五十万円以下の罰金又は科料に処する。ただし、一時の娯楽に供する物を賭けたにとどまるときは、この限りでない。（常習賭博及び賭博場開張等凶利）

第八十六条 常習として賭博をした者は、三年以下の懲役に処する。

2 賭博場を開張し、又は博徒を結合して利益を図った者は、三月以上五年以下の懲役に処する。

（富くじ発売等）

第八十七条 富くじを発売した者は、二年以下の懲役又は百五十万円以下の罰金に処する。

2 富くじ発売の取次ぎをした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

3 前二項に規定するもののほか、富くじを授受した者は、二十万円以下の罰金又は科料に処する。

○当せん金付証券法（昭和二十三年法律第百四十四号）

（この法律の目的）

第一条 この法律は、経済の現状に即応して、当分の間、当せん金付証券の発売により、浮動購買力を吸収し、もつて地方財政資金の調達に資することを目的とする。

（当せん金付証券の意義）

第二条 この法律において「当せん金付証券」とは、その売得金の中から、くじびきにより購買者に当せん金品を支払い、又は交付する証券をいう。

2 この法律において「加算型当せん金付証券」とは、当せん金付証券のうち、購入に当たつて、くじ引の対象となる数字の中から一定数の数字を選択し、当該選択した数字とくじ引により選択された数字との合致の割合に応じて当せん金品を支払い、又は交付するものであつて、次の各号に掲げる場合における当該各号に定める額の合計額を次の同種の当せん金付証券を発売する場合においてその当せん金品の金額又は価格の総額に加算金として算入するものをいう。

一 いずれかの合致の割合に該当する当せん金付証券がない場合 当該合致の割合に係る配分額（当該当せん金品の金額又は価格の総額を合致の割合ごとに配分したものをいう。次号において同じ。）

二 それぞれの合致の割合に係る配分額を当該合致の割合に該当する各当せん金付証券にあん分した金額又は価格が第五条第二項に規定する一当せん金付証券の当せん金品の最高の金額又は価格を超える場合 当該超える部分の金額又は価格の総額

第三条 削除

（都道府県等の当せん金付証券の発売）

第四条 都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第三十二条の規定により戦災による財政上の特別の必要を勘案して総務大臣が指定する市（以下これらの市を特定市という。）は、同条に規定する公共事業その他公益の増進を目的とする事業で地方行政の運営上緊急に推進する必要があるものとして総務省令で定める事業（次項において「公共事業等」という。）の費用の財源に充てるため必要があると認めるときは、都道府県及び特定市の議会が議決した金額の範囲内において、この法律の定めるところに従い、総務大臣の許可を受けて、当せん金付証券を発売することができる。

2 前項の許可を受けようとする都道府県及び特定市は、第七条第一項に掲げる事項及び当せん金付証券の発売により調達する資金を財源とする公共事業等の計画を記載した申請書を、総務大臣に提出しなければならない。

3 総務大臣は、第一項の規定による市の指定及び同項の許可については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

（当せん金付証券の当せん金品の限度）

第五条 当せん金付証券の当せん金品の金額又は価格の総額は、その発売総額の五割に相当する額（加算型当せん金付証券にあつては、その額に加算金（第二条第二項の加算金をいう。以下同じ。）の額を加えた額）をこえてはならない。

2 一当せん金付証券の当せん金品の最高の金額又は価格は、証券金額の二十万倍に相当する額を超えてはならない。ただし、総務大臣が当せん金付証券に関する世論の動向等を勘案して指定する当せん金付証券については、一当せん金付証券の当せん金品の最高の金額又は価格は、証券金額の百万倍

(総務大臣の指定する当せん金付証券が加算型当せん金付証券である場合で加算金のあるときにあつては、二百万倍)に相当する額を超えない範囲の額とすることができる。

(当せん金付証券の売買)

第六条 当せん金付証券の作成、売りさばきその他発売及び当せん金品の支払又は交付(以下「当せん金付証券の発売等」という。)については、都道府県知事又は特定市の市長は、銀行その他政令で定める金融機関(以下「銀行等」という。)の申請により、その事務をこれに委託して取り扱わせる。

- 2 銀行等は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定により委託を受けた事務を行うことができる。
- 3 都道府県知事又は特定市の市長は、第一項の委託に先立ち、一定期日までに申請する銀行等に対し、当せん金付証券の発売等の事務を委託して取り扱わせ、かつ、当せん金付証券の売得金のうち、次の各号に掲げる金額の合計額に相当するものを帰属させる旨を、当該当せん金付証券の発売期間の初日の三月前までに公告しなければならない。
 - 一 当せん金付証券の売りさばき及び当せん金品の支払又は交付に対する一定の手数料相当額
 - 二 前号に掲げるもの並びに当せん金付証券の購入者に支払った当せん金及びその者に交付した当せん品の購入に必要な経費の金額(以下「手数料相当額等」という。)を除くほか、当せん金付証券の発売等に必要な一定の経費の金額。ただし、手数料相当額等をもつて賄われるべき経費以外の経費で当せん金付証券の発売等に要したものの金額が当該一定の経費の金額に満たないときは、その要した経費の金額
- 4 前項第一号に掲げる手数料相当額の料率は、一当せん金付証券につき、証券金額の一割を超えない範囲で、発売する都

道府県知事又は特定市の市長が、これを定める。

- 5 第一項の規定に基づいて委託を受けた銀行等(以下「受託銀行等」という。)は、その委託に係る都道府県知事又は特定市の市長の承認を得て、他の者に当該委託を受けた当せん金付証券の発売等の事務の一部を再委託することができる。
- 6 都道府県知事又は特定市の市長は、前項の承認をするかどうかを判断するために必要とされる基準を定め、あらかじめ公表しなければならない。
- 7 何人も、当せん金付証券を転売してはならない。

(当せん金付証券に関する告示)

第七条 都道府県知事又は特定市の市長は、当せん金付証券の発売につき、第四条第一項の規定により許可を受けたときは、その発売前に、次に掲げる事項を告示しなければならない。

- 一 名称
 - 二 受託銀行等の名称及び所在地
 - 三 発売の数及び総額
 - 四 証券金額
 - 五 発売期間
 - 六 当せん金品の金額又は種類及び当せんの数
 - 七 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は当せん金品を受領できないこと
 - 八 証券を転売できないこと
 - 九 その他必要な事項
- 2 前項の告示は、当せん金付証券の発売後は、これを変更することができない。

第八条 削除

(証券の記載事項)

第九条 当せん金付証票には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 名称
- 二 発売者
- 三 受託銀行等の名称
- 四 証票金額
- 五 くじ引に必要な組及び番号又は表示
- 六 第十条に掲げる事項
- 七 当せん金付証票の当せん金品の債権の時効完成の年月日
- 八 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は当せん金品を受領できないこと
- 九 証票を転売できないこと

(証票の再交付)

第十条 滅失、紛失又は盗難に因る当せん金付証票の再交付は、これをなさない。

(当せん金品の支払)

第十一条 当せん金付証票の当せん金品は、受託銀行等から直接に当せん金付証票を購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人に対して、当せんを確認することができる当せん金付証票と引換えに、これを支払い、又は交付する。

2 当せん金付証票を発売した都道府県、特定市又は受託銀行等は、受託銀行等から直接に当せん金付証票を購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人に対してのみ、その当せん金品を支払い、又は交付する責めに任ずる。

第十一条の二 前条の規定の適用については、遺失物法（平成

十八年法律第七十三号）の規定により当せん金付証票を保管している警察署長又は同法及び民法（明治二十九年法律第八十九号）第二百四十条の規定により当せん金付証票の所有権を取得した者は、受託銀行等から直接に当せん金付証票を購入した者とみなす。

2 前項に規定する警察署長は、当該当せん金付証票の当せん金品の債権が時効により消滅するおそれがある場合に限り、受託銀行等に対し、当該当せん金品の支払又は交付の請求をしなければならない。

3 前二項の規定により警察署長が受領した当せん金付証票の当せん金品に対する遺失物法及び民法第二百四十条の規定の適用については、当該当せん金品は、その警察署長が保管していた当該当せん金付証票とみなす。

(特別措置)

第十二条 当せん金付証票の当せん金品の債権は、一年間これを行わないときは、時効に因って消滅する。

第十三条 当せん金付証票の当せん金品については、所得税を課さない。

(住民の理解を深めるための措置等)

第十三条の二 都道府県知事又は特定市の市長は、相互に協力して広報活動等を行うことにより、当せん金付証票の発売が地方財政資金の調達に寄与していることについて住民の理解を深めるとともに、当せん金付証票に関する世論の動向等を的確に把握するように努めなければならない。

(受託銀行等の経理)

第十四条 受託銀行等は、当せん金付証票の発売等に関する経理については、その通常の業務の勘定と別な勘定を設けて行

い、かつ、その勘定に属する資金を、総務省令で定めるところにより確実かつ有利な方法により管理する場合を除き、貸付け、投資その他の通常の業務に使用してはならない。

(受託銀行等の当せん金品の支払資金)

第十五条 受託銀行等は、その発売の事務を委託された当せん金付証券の当せん金及び当せん金付証券の当せん品の購入に必要な経費については、当該当せん金付証券の売得金（加算型当せん金付証券にあつては、売得金に加算金を加えたもの。次条第一項において同じ。）のうちから支払うものとする。

(受託銀行等の納付金等)

第十六条 受託銀行等は、都道府県又は特定市の発売する当せん金付証券の売得金のうち、その金額から当せん金付証券の購入者に支払うべき当せん金の額及びその者に交付すべき当せん品の購入に必要な経費の金額並びに当該当せん金付証券についての第六条第三項第一号に掲げる金額及び同項第二号本文に規定する一定の経費の金額の合計額（加算型当せん金付証券にあつては、その額に次の加算型当せん金付証券を発売する場合における加算金とされるもの（次項及び第三項において「加算予定金」という。）の金額を加えた額）を控除した残額に相当するものを、その発売期間満了後一月を超えない範囲で当該都道府県知事又は当該特定市の市長の指定する期間内に、当該都道府県又は当該特定市に納付するものとする。

2 受託銀行等は、都道府県又は特定市が発売した加算型当せん金付証券に係る加算予定金を管理する場合において、当該都道府県又は当該特定市が次の加算型当せん金付証券を発売するときは、その発売期間の末日までに、その受託銀行等に当該加算予定金を引き渡さなければならない。

3 受託銀行等は、都道府県又は特定市が発売した加算型当

せん金付証券に係る加算予定金を管理する場合において、当該加算型当せん金付証券の発売期間満了後一年以内に次の加算型当せん金付証券が発売されないときは、当該加算予定金を、当該発売期間満了後一年を経過した日から一月を超えない範囲で当該都道府県知事又は当該特定市の市長の指定する期間内に、当該都道府県又は当該特定市に納付しなければならない。

4 受託銀行等は、都道府県又は特定市の発売する当せん金付証券の当せん金品の債権が第十二条の規定により時効により消滅すべき日から二月を超えない範囲で当該都道府県知事又は当該特定市の市長の指定する期間内に、次の各号に掲げる金額の合計額に相当する金額を、当該都道府県又は当該特定市に納付しなければならない。

一 当該当せん金付証券につき支払うべきであつた当せん金の合計額からその当せん金の債権の消滅の際までに支払つた当せん金の合計額を控除した残額

二 当該当せん金付証券につき交付すべきであつた当せん品でその債権の消滅の際までに交付しなかつたもののその際における時価に相当する金額

三 当該当せん金付証券の当せん金品でその債権が時効により消滅したのものについての第六条第三項第一号に掲げる金額

四 手数料相当額等をもつて賄われるべき経費以外の経費で当該当せん金付証券の発売等に要したものの金額が、当該当せん金付証券についての第六条第三項第二号本文に規定する一定の経費の金額に満たないときは、当該一定の経費の金額からその要した経費の金額を控除した残額

5 受託銀行等は、第十四条の規定により設けられた勘定に属する資金の管理により毎月の初日から末日までの間に生じた運用利益金に相当する金額を、総務省令で定めるところにより、翌月の十日までに都道府県又は特定市に納付しなければ

ならない。

(報告及び検査)

- 第十七条 受託銀行等は、都道府県知事又は特定市の市長に、その委託を受けた当せん金付証券に関し、各月及び要求されるごとに報告書を提出しなければならない。この場合において、各月の報告書は、十五日以内に、これを提出するものとする。
- 2 都道府県知事又は特定市の市長は、少なくとも年三回、職員をして、その委託した業務に関し、受託銀行等の営業所又は事務所に立ち入り、帳簿その他の関係書類を検査させる。
- 3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証券を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。
- 4 都道府県知事又は特定市の市長は、特に必要があると認めるときは、その委託した業務に関し、第二項の検査のほか、職員以外の者で監査に関する実務に精通しているものに委託して帳簿その他の関係書類を検査させることができる。この場合において、検査の委託を受けた者は、受託銀行等に対し、帳簿その他の関係書類の提出を求めることができる。
- 5 前項の規定に基づいて検査を行つた者は、検査の実施に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 第四項の規定に基づいて検査を行う者は、検査の事務に関しては、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。
- 7 都道府県知事又は特定市の市長は、第二項及び第四項の検査の結果を総務大臣に報告しなければならない。
- 8 総務大臣は、前項の報告を受けた場合において、当せん金付証券の発売等の事務の適正な執行を確保するために特に必要があると認めるときは、同項の都道府県知事又は特定市の市長に対し、必要な措置を講ずることを求めることができる。

(罰則)

第十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、これを十年以下の懲役又は、百万円以下の罰金に処する。

- 一 第六条第七項の規定に違反し、当せん金付証券を転売した者
- 二 第十一条第一項の規定に違反し、当せん金品を支払い、若しくは交付し、又は受領した者
- 三 第十四条の規定に違反し、当せん金付証券の発売等に関し、その勘定に属する資金を貸付け、投資その他の通常の業務に使用し、又はその経理を他の勘定と区分してなさず、若しくは虚偽の経理をした者
- 四 前条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 五 前条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 2 前条第五項の規定に違反して検査の実施に関して知り得た秘密を漏らした者は、二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十九条 受託銀行等の代表者、代理人又は使用人その他の従業者が、その受託銀行等の業務に関して、前条第一項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その受託銀行等に対しても、同項の罰金刑を科する。

宝くじ運営方針

平成16年3月22日
総財地第97号
総務省自治財政局長

当せん金付証票法（昭和23年7月12日法律第144号）（以下「法」という。）に基づき地方公共団体が発売する当せん金付証票（以下「宝くじ」という。）については、次の方針に基づき許可し、運営するものとする。

1 発売の目的

宝くじは、その発売による収益を地方公共団体の行う公共事業その他自治省令で定める国際化の推進に係る事業、地方博覧会等の事業、人口の高齢化、少子化等に係る事業、情報化に係る事業、芸術・文化の振興に係る事業、災害対策及び災害の予防に係る事業、地域経済の活性化に係る事業、社会貢献活動に係る事業、環境の保全及び創造に係る事業並びに地域における共通の課題に対応するための調査研究及び人材育成に係る事業の財源に充てることを目的として発売するものであること。

なお、都道府県及び指定都市は、宝くじの発売による収益を市町村等の行う前段の事業に対する補助金等の財源とすることもできるものであること。

2 発売主体

- (1) 宝くじを発売することのできる団体は都道府県及び指定都市（以下、発売主体とする。）に限ること。
- (2) 発売主体が共同して宝くじを発売する場合においては、地方自治法第252条の2の規定による協議会を設置して発売

するものとする。

3 発売の区域

発売の区域は、原則として発売主体の行政区域内とすること。ただし、他の地方公共団体と協議が整った場合又は総務大臣が関係地方公共団体の意見を聴取したうえで特に必要と認めた場合には、当該協議の整った団体又は総務大臣が認めた団体の行政区域内で発売することができること。

4 売りさばきの方法

- (1) 売りさばきは発売の受託を受けた銀行等による市中自由消化の方法によること。
- (2) 住民に対する直接強制割当による方途は厳にいましめること。
- (3) 特定の団体（別に通知する場合を除く。）、特に教育関係及び宗教団体の利用は厳に避けること。
- (4) 数字選択式宝くじの売りさばきは、専用のオンラインシステムを構成する発券端末機等を使用して、市中自由消化の方法により行うこと。

5 発売の調整及び許可

- (1) 宝くじの発売が時期的又は地域的に競合し、相互に不利となることのないように次によりその調整を図るものとする。こと。
 - ① 宝くじを発売しようとする団体は、毎年12月10日までに、翌年度分の発売計画（別紙一の様式による。）を総務大臣に提出すること。
 - ② 総務大臣は、前項の計画のうち適当でないものがあると認めるときは、当該団体に対し修正を求めること

があるものとし、当該団体は、これに基づいて発売計画を修正のうえ、速やかに総務大臣に報告すること。

(2) 宝くじの発売許可は次のとおり行うものであること。

① 宝くじの発売許可の申請に当たっては、収益金を充当する事業の計画を、別紙二の様式により総務大臣に提出すること。

なお、別紙二の添付書類として別紙二の二を前年度の3月31日までに提出すること。

② 宝くじの発売許可は、原則として(1)の計画の範囲内で行うものとする。

③ 発売の許可は、別に通知するものを除き、発売期間が4月1日から6月30日までの間に始まるものについては12月31日までに、7月1日から9月30日までの間に始まるものについては3月31日までに、10月1日から12月31日までの間に始まるものについては6月30日までに、1月1日から3月31日までの間に始まるものについては9月30日までに受けなければならないこと。

④ 発売の許可申請等の手続については、別紙三により取り扱うものとする。

なお、発売の許可に関する地方自治法第250条の3に規定される標準処理期間については、許可申請から許可までを概ね1ヶ月程度とする。

6 発売の委託及び公告

(1) 宝くじの発売については、発売企画を除き、宝くじ証票の作成、当せん品の購入、売りさばき及び当せん金品の支払又は交付、宣伝勧奨（公益事業への助成等による普及広報活動を含む。）、抽せんの執行及び公表等の事務は、受

託を希望する銀行等についてあらかじめ公告の手続を経たうえで受託銀行等を定め、これに委託すること。

なお、受託銀行等は、発売主体の承認を得て発売事務の一部を再委託することができるものであること。

(2) 発売主体は、(1)の承認の基準を定め、公表しなければならないこと。

(3) (1)の公告は、おおむね別紙五の記載例によるものとし、特段の事情がない限り、3か月を上回らない期間ごとに行うものとする。

7 証票金額

証票金額は、100円、200円、300円又は500円のいずれかとすること。

8 発売の基準

(1) 宝くじの発売は、同一種類の宝くじについて、原則として月4回以内とすること。

(2) 1回の発売額は、これが過大のため他の宝くじの消化に影響することのないよう、従来の実績を基準とし消化見込みを勘案して定めるものとする。

(3) 数字選択式宝くじの発売及び抽せんは、同一種類の宝くじについては、原則として週5回以内とすること。

(4) 数字選択式宝くじの発売期間は、原則として各回ごとに、当該回号の前10回目に当たる数字選択式宝くじの発売期間の最終日の翌日から当該回号の数字選択式宝くじの抽せん日までとすること。

9 発売収益の基準

発売収益は、原則として発売総額の100分の39を下

らない額とすること。ただし、数字選択式宝くじについて、総務大臣の定める年度においては、経費の状況、発売状況等を勘案のうえ、100分の39を下回ることも差し支えないこととすること。

10 当せん金品

- (1) 当せん金品として付与するものは、原則として金銭によるものとすること。
- (2) 数字選択式宝くじの当せん金品の配分方法は、パリミューチャル方式（当せん金ファンドを売上額の一定割合とし、公平となるように当せん者間で当せん金を按分する方式）とすること。
- (3) 当せん金品の総額は、発売総額の100分の50以内で、収益の確保、購入者への還元、経費の効率化等を踏まえつつ、適切に定めること。
- (4) 当せん金品の最高額は、証票金額の20万倍を超えない範囲内の額とすること。ただし、総務大臣の指定する宝くじについては、証票金額の100万倍（加算金のある数字選択式宝くじにあつては、200万倍）を超えない範囲内の額とすること。
- (5) 当せん金品の支払又は交付は、宝くじを受託銀行等から直接購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人に対して行うものであること。

11 発売諸経費の基準

発売諸経費は、原則としておおむね次の基準により定めるものとし、各項目ごとに計算した額を合算のうえ、1円未満の端数については切り捨てるものとすること。

(1) 売りさばき手数料

証票金額が100円の場合には、証票金額の100分の9以内で定める額に100分の105を乗じた額

証票金額が200円、300円又は500円の場合には証票金額の100分の9以内で発売主体が受託銀行等の意見を聞いたうえで定める額に100分の105を乗じた額

(2) 当せん金品の支払又は交付手数料等

(イ) 当せん金の支払手数料

賞金額100,000円以上のものに対しては、賞金額の1,000分の1に100分の105を乗じた額（ただし、1,050円を超えないものとする。）

賞金額1,000円以上100,000円未満のものに対しては、賞金額の100分の1に100分の105を乗じた額（ただし、105円を超えないものとする。）

賞金額1,000円未満のものに対しては、賞金額の100分の2に100分の105を乗じた額（ただし、10円50銭を超えないものとする。）

ただし、銀行等のATM（現金自動預入支払機）を使用して購入された当せん金付証票に係る当せん金については、賞金額のいかにかわらず、1口当たり20円に100分の105を乗じた額

12 住民の理解を深めるための措置等

- (1) 発売主体は、独自に又は相互に協力して広報活動等を行うことにより、宝くじの発売が地方財政資金の調達に寄与していることについて住民の理解を深めるとともに、宝くじに関する世論の動向等を的確に把握するように努めること。

- (2) 発売主体は、宝くじの消化状況、地域の実情等をふまえ、受託銀行等とも緊密な連携をとりながら、売場の拡充等宝くじの円滑な消化の促進に努めること。
- (3) 時効により消滅する当せん金品の債権の一層の減少のため広報活動等の適切な対応を講じるよう努めること。

13 運用利益金の使途

発売主体は、毎年度、法第16条第5項の規定により受託銀行等から納付される運用利益金を財源として行う事業に関する計画（別紙四の様式による。）を前年度の3月10日までに、総務大臣に提出すること。

この場合において、当該運用利益金の性格にかんがみ、その相当部分を宝くじの購入者に対するサービスの向上その他宝くじの健全な発展に資する事業の財源に充てるとともに、その他の部分については、公共事業の財源に充てることが望ましいこと。

14 検査

- (1) 委託業務に関し発売主体の行う受託銀行等に対する検査については、少なくとも年三回行うこととすること。
- (2) 検査内容については、直接経費検査、支払済証票検査等の通常検査のほかに経費全体の検査等についても行うよう努めること。
- (3) 発売主体は、検査の結果を毎年度3月31日までに総務大臣に報告すること。
- (4) 発売主体は、職員以外の者で監査に関する実務に精通しているものによる検査の活用を含め、業務の執行の厳正に努めること。

- 15 宝くじの抽せん期日及び当せん金品の支払又は交付の期日
 - (1) 開封式宝くじの抽せんは、発売期間終了後、原則として5日以内に行うこと。ただし、数字選択式宝くじの抽せん日は、発売期間の最終日とすること。
 - (2) 開封式宝くじの当せん金品の支払又は交付の開始期日は、抽せん後5日程度の間隔をおいて定めることが適当であること。ただし、数字選択式宝くじの当せん金品の支払又は交付の開始期日は、原則として抽せん日の翌日とすること。